

## 証券受渡・決済制度改革懇談会設置要綱

平 1 1 . 7

日本証券業協会

### 1. 設置趣旨

効率性が高く、安全性に不安のない受渡・決済制度の存在は証券市場のインフラストラクチャーであるが、我が国の現状は、これまでの関係者の努力にもかかわらず、国際的にみてその整備状況の立ち遅れは否定できず、国際的に通用する市場にふさわしい受渡・決済制度の構築が残された市場改革の最重要課題となっている。

証券取引のグローバル化が進展し、国際的な市場間競争が現実の問題となる状況の中で、欧米等諸外国では「T + 1」という目標を掲げて証券受渡・決済制度の改革等への積極的な努力が続いている。

我が国の受渡・決済制度は、商品ごとに分散した体系になっているが、「STP」の具体化や「T + 1」の実現という国際的な枠組み整備に対応するためには、分散体系を前提にして個別に制度改善を行うのでは決して十分でなく、むしろ証券市場で取引される商品をできる限り横断的に対象とし、市場参加者が広く利用できるような統一的な制度の構築を目指すという方向をかけた、早急に具体的な検討を開始する必要がある。

一方、統一的な制度の構築を目指す場合には、現在稼動している受渡・決済システムから円滑な移行が必要であり、これから関係者の実務を踏まえた意見や調整を十分に行うとともに、市場改革の理念に沿った受渡・決済制度の実現のため関係者の力を結集する必要がある。また、関係者が共同して作業に取り組み、情報を共有することにより、受渡・決済制度の改善の努力が分散的に行われ、無用の重複が生じることも避けることができる。

証券取引の現状からみて、また、その効率性を一層高めるために、今回の検討と関連させて、紙の存在を前提とする法体系を基本的に見直すことについても、実務面から具体的な提言をすることが必要になっている。

## 2. 懇談会の発足

上記1.のような問題意識に基づき、新しい受渡・決済制度の構築に向けて基本的な問題を検討する場として、本協会が主宰する形で関係者が広く参加する「証券受渡・決済制度改革懇談会」を設置することとする。

今後政府ベースでも受渡・決済制度の改革が具体的に検討されることが予想されるので、その検討に本懇談会の検討状況が十分に反映することを期待する。

## 3. 主な検討事項

国際的に通用する受渡・決済制度の要件は何か。

現行制度は国際的にみてどのように出遅れているのか。

米国のDTCのような機能を持つ組織が必要ではないか。

統合型のシステムの費用負担についてはどう考えるべきか。

## 4. 本懇談会の構成

本懇談会は、証券取引や受渡・決済問題について専門的な知識を踏まえ、政策的な観点から討議できる関係者から構成する。

本懇談会に専門部会を設置して、平行的に検討を進めることを予定する。

必要に応じ、本懇談会(専門部会を含む。)に、関係官庁の担当官がオブザーバーとして参加できることとする。

本懇談会の座長は法律専門家を予定する。